

10. 母子保健

母子保健対策は、昭和41年に母子保健法が施行されて以来、母子保健向上のため、母性から乳幼児に至るまで一貫した保健指導を行っています。

- 妊娠の届出と母子健康手帳の交付
- 妊産婦、乳幼児への保健指導と健康診査
- 母親教室や育児教室を通じた、妊娠、出産、育児に係る正しい知識の普及
- 未熟児、新生児、妊産婦に対する保健師等による訪問指導
- 未熟児、小児慢性特定疾病児等の医療費等公費負担制度

(1) 妊娠届と母子健康手帳の交付

「母子保健法」に基づき妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付します。

母子健康手帳は妊娠・出産・育児に関する母と子の一貫した健康記録であるとともに、保護者の育児に関する指導書となるものです。手帳交付時に、保健師が妊娠・育児についての相談や指導を行っています。

令和6年度 交付数 800件

(2) 保健指導状況

- 助産師による訪問指導状況

令和6年度 新生児訪問件数 471件

(3) 健康診査事業

ア 妊産婦健康診査

妊娠健康診査は、おなかの赤ちゃんの発育を見るだけでなく、さまざまな検査を通して妊娠婦とおなかの赤ちゃんの健康を守る大切な機会です。この健康診査を受けることで、病気などを早期に発見し、早期に対応することで安心して出産を迎えることができ、産後のうつ予防や新生児への虐待を予防します。

母子手帳別冊～妊娠健康診査受診手帳には16回分の妊娠健康診査受診票、4回分の超音波検査受診票、2回分の産婦健康診査受診票及び、それぞれ1回分の新生児聴覚検査受診票、乳児一般健康診査受診票が綴ってあります。

イ 出生前小児保健指導

出産予定日時点で20歳未満の妊娠及びその配偶者に対し小児科医で乳児の健康上の注意や育児に関する指導、助言を受けることのできる紹介状及び指導票を交付しています。これにより小児科医の確保や出産後の育児不安を軽減し児童虐待の抑制に努めています。

ウ 先天性代謝異常等検査

心身の発育を妨げる先天性代謝異常症や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見するため、生後4～6日目に足の裏からごく少量の血液を採取して検査します。

大阪市では市内で出生した赤ちゃんを対象に医療機関で検査を実施しています。

(検査費は公費負担、採血料は自己負担)

エ 乳児一般健康診査

出生後の乳児が健康で順調に発達しているか、治療の必要な病気がないか等を早期に発見するため、大阪府内の委託医療機関において無料で前期（1～2か月）と後期（9～11か月）の2回受診できます。

オ 新生児聴覚検査事業

平成31年1月1日以降に出生した原則生後1か月以内の新生児に対し行う自動聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査のいずれかのうち、初回検査分の費用を下表のとおり助成します。

自動聴性脳幹反応検査（自動ABR検査）	4,020円（上限）
耳音響放射検査（OAЕ検査）	1,500円（上限）

カ 産後ケア事業

退院直後、母親の心身ケアや育児サポートの支援が必要な母子を対象に大阪市が委託した業者よりショートステイ、デイケアのサービスを各サービス共に7日を限度として、また、アウトリーチは3回を限度に1日（1回）あたり下表の自己負担額で利用できます。このことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図っています。

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ
市府民税課税世帯	4,250円	1,500円	500円
市府民税非課税世帯、生活保護世帯	2,500円	1,000円	無料

令和6年度 申請件数（延べ） 451件

キ 出産・子育て応援交付金事業

令和5年2月22日より全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給（出産応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円）を一体的に実施しています。

（4）医療費等公費負担制度

ア 小児慢性特定疾病医療費

児童福祉法に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等へ、治療方法に関する研究等に資する医療費の公費負担を行っています。

令和6年度 申請件数（延べ） 78件

イ 結核児童の療育給付

結核にかかっている児童が学びながら療養するため指定養育医療機関に入院した場合、医療費の免除と日用品、学習用品等が支給されます。

ウ 未熟児養育医療

母子保健法に基づき、出生体重が2,000グラム以下並びに生活力が特に薄弱であり、入院養育が必要なものに医療費の公費負担を行っています。

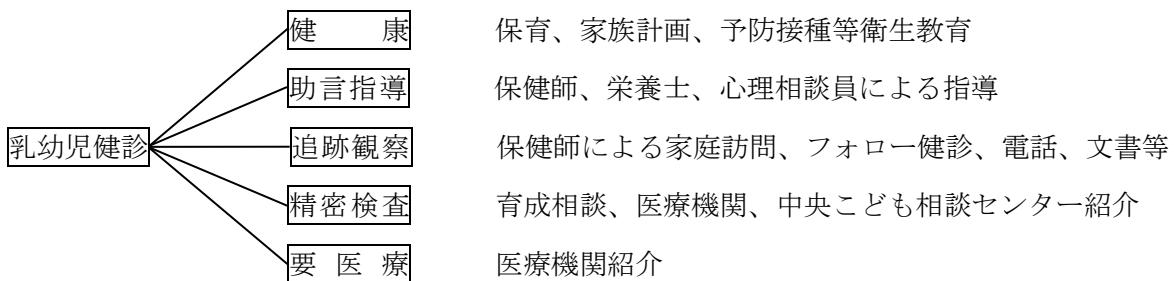
令和6年度 申請件数（延べ） 24件

（5）乳幼児健康診査

乳幼児健診は、生後3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象として個別通知のうえ各々毎月1回実施し発育状況の把握や疾病の早期発見につとめるほか、必要に応じ、医療機関、こども相談センターなどで精密検査を実施し、適切な治療、指導を受けられるよう連携しています。

1歳6か月児、3歳児については、精神発達のチェック及び心理相談などとともに歯科検診を併せて実施し、う歯の早期発見、予防など保健指導を行っています。

なお、3歳児については、令和4年度から眼の屈折検査を実施しています。



ア 3か月児健診実施状況（令和6年度） (人)

該当数(イ)	呼出し数	受診数(口)	受診率(口/イ)
629	629	592	94.1%

イ 1歳6か月児健診実施状況（令和6年度） (人)

該当数(イ)	呼出し数	受診数(口)	受診率(口/イ)
692	692	654	94.5%

ウ 1歳6か月児歯科健診実施状況（令和6年度） (人)

受診者	むし歯のある者	むし歯の総本数	1人当たりむし歯の数	不正咬合のある者	口腔軟組織疾患のある者
660	5	16	3.2本	72	89

エ 3歳児健診実施状況（令和6年度） (人)

該当数(イ)	呼出し数	受診数(口)	受診率(口/イ)
754	754	702	93.1%

オ 3歳児歯科健診実施状況（令和6年度） (人)

受診者	むし歯のある者	むし歯の総本数	1人当たりむし歯の数	不正咬合のある者	口腔軟組織疾患のある者
702	27	89	3.2本	93	65

カ 3歳児健康診査 屈折検査実施状況（令和6年度） (人)

開設数	来所者数	実施者数	実施者のうち所見あり者の数	未実施者数	測定不能者数
12	705	692	26	2	7

キ 発達相談

発達相談は心身発達上の追跡観察を必要とする乳幼児に対し、一定の日時を定め、専門医によるフォロー健診と保健指導を行い、乳幼児の健康管理に努めています。

実施回数	3か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	保健師による健康相談等	計
12	43	14	17	10	84(人)
	51.2	16.7	20.2	11.9	100(%)

ク 4・5歳児発達がい相談

4・5歳児発達障がい相談は保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で発達障がいの疑いのある3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児に対し、一定の日時を定め、専門医によるフォローチェックと保健指導を行い、乳幼児の健康管理に努めています。

実施回数	養育者	通所施設	3歳児健診のフォロー	発達相談のフォロー	保健師による相談	その他	計
8	4	0	2	1	0	2	9(人)
	44.5	0	22.2	11.1	0	22.2	100(%)

(6) 妊婦に対する初回産科受診料支援制度

妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、市民税非課税世帯に属する方、生活保護を受給されている方を対象に、初回の産科受診に要する費用の一部（1回の妊娠につき、上限1万円）を助成します。

11. 栄養改善事業

平成12年度に、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指とした21世紀の国民健康づくり運動として「健康日本21」が打ち出され、大阪市でも「すこやか大阪21」を策定するなど、生活習慣病予防が一層重視される時代となっています。

食生活とこれらの生活習慣病は深い関連があり、正しい食生活のあり方を日常生活に浸透、定着させることが、住民の健康を保持増進していくうえで極めて重要です。

こうした観点に立って各種事業を通じ、母子から高齢者にいたるまで、栄養や食事の大切さを普及啓発しています。

(1) 健康増進法関係

ア 母子栄養指導

妊婦教室、乳幼児健診（3か月児・1歳6か月児・3歳児）、離乳食講習会、発達相談、地域ふれあい子育て教室等において指導を行っています。

イ 一般栄養指導

食生活相談日の開設

健康と食生活に関する個別の相談に応じるため月3回の個別指導を行っています。

ウ 健康教育

40歳以上の方を対象に生活習慣病の予防、健康の保持・増進

等のため地域健康講座の他、ライフステージ別の健康教育を実施しています。

また、個別指導として、療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族等に対して、訪問栄養指導を行っています。

(2) 国民の健康づくり地方推進事業

ア 健康講座保健栄養コースの開催

健康増進対策の一環として、合理的な栄養のあり方、適切な運動と休養、健康管理など、具体的な知識及び方法について習得した健康づくりのリーダーを養育し、食生活を中心とした健康自主管理の方法の浸透を図り、健康水準を高めることを目的とし、毎年開催しています。

イ 地区組織活動の育成

健康講座保健栄養コースの修了者で組織されている「天王寺区食生活改善推進員協議会」は、地域での健康づくり活動をめざし、食生活改善リーダーとして連携しています。その主な活動は次表のとおりです。

食生活改善推進員協議会の主な普及啓発活動状況（令和6年度）

活動の種類	活動名称	回数	参加人員
各種講習会	生涯骨太クッキング	1回	10名
	おやこの食育教室	1回	20名
	スキルアップ事業	3回	68名
	キッズクッキング	1回	43名
	ジュニアクッキング	1回	64名
	男性料理教室	1回	9名
	エコ講習会	1回	20名 合計 9回 234名
各種食生活展	歯の健康展	1回	125名
	区民まつり	1回	600名
	みんなの健康展	1回	73名
	子どもフェスタ	1回	40名
	食育展	1回	312名 合計 5回 1,150名
福祉活動	高齢者食事サービス	3回	25名 合計
	ふれあい喫茶	3回	109名 6回 194名
その他	健康講座保健栄養コース	2回	16名
	文化のつどい	1回	450名
	ボランティアフェスティバル	1回	400名
	子育て支援サークル	1回	18名 合計 5回 884名

（3）介護保険法関係

65歳以上の方を対象に、生活習慣病を予防するとともに、低栄養状態を予防するため、栄養改善を内容とした講座を開催し、高齢者が活動的な生活を送ることができるよう食生活面からの支援をしています。

（4）食育基本法関係

食育活動を効果的に推進していくためには、家庭での取り組みだけでなく、地域の関係機関や関係団体が一体となって、それぞれの立場で推進していくことが重要です。

そこで第4次大阪市食育推進基本計画に基づき、地域の教育・保育関係者や各団体等が連携し、食育の推進が図れるようネットワークづくりを行っています。

また、概ね20歳以下の若い世代やその保護者等を対象に食生活における行動変容を促す食育講座を開催します。

（5）対象別指導状況

(人)

(人)

個 別 指 導	
対 象	延 人 員
母 子	3 6 5
食 生 活 相 談	5 0
外食栄養管理推進	0
学 生 実 習	1 1 0
訪 問 栄 養 指 導	2
食 育 推 進 事 業	0
計	5 2 7

集 团 指 導		
対 象	回 数	延 人 員
妊 産 婦	1 2	5 1
乳 幼 児	3 2	1 2 6 4
健康講座保健栄養コース	9	1 2 8
地 区 組 織 活 動 育 成	3 1	3 6 5
食 育 推 進 事 業	2	2 2
社 会 復 歸 相 談	1	3
外食栄養管理推進事業	2	9
地 域 健 康 講 座	3	3 5
食 育 講 座	1 3	2 8 9
高齢者（向け）健康教室	1 0	4 1 1
計	1 1 5	2 5 7 7